

## 新旧対照表

旧	新
<p><b>第 12 条 諸手数料</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 預金口座取引に関する振込手数料、自動機利用手数料などの諸手数料は別途定めるとおりとします。</li><li>2. 当社が諸手数料を改定もしくは新設する場合には原則として、改定内容もしくは新設内容を当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。</li><li>3. 諸手数料の引き落としができなかった場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、直ちに預金口座取引を解約できるものとします。</li></ol>	<p><b>第 12 条 諸手数料</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 預金口座取引に関する未利用口座管理手数料、振込手数料、自動機利用手数料などの諸手数料は別途定めるとおりとします。</li><li>2. 当社が諸手数料を改定もしくは新設する場合には原則として、改定内容もしくは新設内容を当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。</li><li>3. 諸手数料の引き落としができなかった場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、直ちに預金口座取引を解約できるものとします。</li></ol>